

「制限回数を超えて受けた診療」の選定療養への追加について

- 「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養」及び「老人保健法第31条の3第7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」の一部改正

(改正内容)

平成16年12月15日の厚生労働大臣と規制改革担当大臣とのいわゆる「混合診療」問題に係る合意を踏まえ、「選定療養」に「別に厚生労働大臣が定める制限回数を超えて受けた診療」を追加し、特定療養費制度の対象として保険診療との併用を認めるもの。

健康保険法第63条第2項の規定に基づく
厚生労働大臣の定める療養（選定療養）

- 一 特別の療養環境の提供（昭和59年10月～）
- 二 前歯部の材料差額（昭和59年10月～）
- 三 200床以上の病院の初診（平成8年4月～）
- 四 予約診察（平成4年4月～）
- 五 時間外診察（平成4年4月～）
- 六 金属床総義歯（平成6年6月～）
- 七 医薬品の治験に係る診療（平成8年4月～）
- 八 小児う蝕の治療終了後の指導管理（平成9年4月～）
- 九 200床以上の病院の再診（平成14年4月～）
- 十 医療機器の治験に係る診療（平成14年4月～）
- 十一 薬事承認後、保険収載前の医薬品に係る診療（平成14年4月～）
- 十二 180日を超える入院（平成14年4月～）
- 十三 保険収載された新薬の適応外投与（平成16年1月～）
- 十四 薬事承認後、保険収載前の医療機器に係る診療（平成17年4月～）
- 十五 一定の要件を満たした医療機関における先進医療（平成17年7月～）
- 十六 制限回数を超えて受けた診療（平成17年10月～）（案）